第5章　事業別のバリアフリー化の方針

5-1 生活関連施設及び生活関連経路

5-1-1 生活関連施設の考え方

生活関連施設はバリアフリー化が望まれる施設として基本構想に位置付けるものです。バリアフリー化には設計上の対応や付加的なコスト対応が必要になることを勘案し、本基本構想では、バリアフリー法や国の基本方針を踏まえ、次のような考え方により生活関連施設を選定しました。

バリアフリー法による義務付けのある施設

バリアフリー法では、バリアフリー基本構想の有無にかかわらず、高齢者・障がいのある人等が日常生活及び社会生活において利用したり、移動手段として使用したりする以下の施設について、新設等する際に各「移動等円滑化基準（バリアフリー化基準）」への適合を義務付けています。

○旅客施設・車両（第８条）
○特定道路（第 10 条）
○特定路外駐車場（誰でも利用できる 500 ㎡以上の有料駐車場。第 11 条）
○特定公園施設（園路、管理事務所、駐車場、便所等。第 13 条）
○特別特定建築物
（政令で定める床面積 2,000 ㎡以上の特定建築物。第 14 条）

なお、令和2年の法改正により、公立小中学校及びバス等の旅客の乗降のための道路施設（旅客特定車両停留施設）が適合義務の対象に追加されました。

バリアフリー法による生活関連施設の規定（法 第２条 23 号イ）

高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設。

バリアフリー法の規定に基づく国の基本方針三 2(1)【生活関連施設の要件】

○相当数の高齢者、障がい者等が利用する施設。
→旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院等。
○具体的にどの施設を含めるかは施設の利用の状況等地域の実情を勘案して選定する。

習志野市の生活関連施設の考え方

次の条件を全て満たす施設を生活関連施設に位置付けることとします。

①高齢者や障がいのある人等を含む不特定多数の人が利用する施設（旅客施設、建築物、特定路外駐車場、緑地・近隣公園規模以上の都市公園）であること。
②建築物の場合、床面積が 2000 ㎡以上の特別特定建築物等又は
床面積が 2,000 ㎡以下でも次のいずれかに該当する特別特定建築物。
○本庁機能、バリアフリー化が特に必要な官公庁施設。
○複合／集積している保健関係施設。（生活関連経路上にあるもの）
○日常的に高齢者・障がいのある人等が使う施設と複合している施設。
③生活関連施設間の移動が徒歩であること。
④施設相互間の経路設定が可能であること。

なお、生活関連施設に位置付けられることで、必ずしも早急な整備が義務付けされるものではありません。計画的な整備が義務付けされるのは、特定事業としての位置付けがなされた場合となります。

5-1-2 生活関連経路の考え方

生活関連経路は、バリアフリー法において「生活関連施設相互間の経路」と規定されています。

生活関連経路に選定された道路はバリアフリー化基準「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（道路移動等円滑化基準）」に基づいた整備を推進していくため、バリアフリー移動等円滑化基本構想では、バリアフリー法や国の基本方針を踏まえ、次のような考えにより生活関連経路を選定しました。

バリアフリー法による生活関連経路の規定（法 第２条 23 号ロ）

生活関連施設相互間の経路

⇩

バリアフリー法の規定に基づく国の基本方針三 3(2)【生活関連経路の要件】

○既に移動等円滑化されている経路のうち、一体的な移動等円滑化を図る上で対象として位置付けることが必要な経路。

○当面移動等円滑化のための事業実施の見込みがない経路については、長期的展望を示す上で必要な範囲で記載することにも配慮する。

⇩

バリアフリー法に基づくバリアフリー化基準【道路移動等円滑化基準】

○歩道の有効幅員は、道路構造令第 11 条第３項に規定する幅員の値（2m）以上とするものとする。（第４条）

○歩道等の縦断勾配は原則 5%以下、横断勾配は原則 1%以下とするものとする。（第６条）

⇩

習志野市の生活関連経路の考え方

①生活関連施設を結ぶ経路で、歩道の有効幅員が 2m 以上かつ縦断勾配が原則 5%以下の道路区間。

②次のいずれかに当てはまる実現可能性が高い道路。

○目標年次の令和 15（2033）年度までに完了が見込まれること。

○道路の新設・改良、市街地開発事業の事業中または予定中のもので、目標年次までに完了が見込まれるもの。

○生活関連経路の整備が完了しているもの。

なお、一部区間で物理的な整備課題等があり、道路移動等円滑化基準を満たせない道路や、整備目標年次までに道路移動等円滑化基準に基づく整備が困難な道路のうち、生活関連施設間を結ぶ経路としてバリアフリー整備を推進していく必要のある経路を「準生活関連経路」として位置付け、対応可能な内容に関して長期的にバリアフリー整備を図っていきます。

5-2 重点整備地区のバリアフリー整備に関する事業

重点整備地区におけるバリアフリー化に向けた取り組み事業の概要は以下のとおりです。

表 重点整備地区におけるバリアフリー化に向けた主な取り組み事業

特定事業計画の種類	バリアフリー整備等の概要
道路特定事業	【生活関連経路】 ○歩道の有効幅員 2m 以上の確保 ○歩道勾配の改善：縦断勾配 5%以下、横断勾配 1%以下。（ただし、地形の状況等の特別の理由によりやむを得ない場合は、縦断勾配 8%以下、横断勾配 2%以下） ○視覚障害者誘導用ブロック※11の設置、エスコートゾーンの設置 ○駅前広場のバリアフリー化 ○案内板の設置 ○照明施設の設置　等 【準生活関連経路】 ○対応可能な内容について整備を推進
公共交通特定事業	○駅舎や鉄道車両のバリアフリー化 ○バス停やバス車両のバリアフリー化 ○福祉タクシー車両の導入
交通安全特定事業	【生活関連経路】 ○バリアフリー対応信号機の整備、エスコートゾーンの設置 ○道路標識や道路標示の整備 ○違法駐車車両の取締り　等 【準生活関連経路】 ○対応可能な内容について整備を推進
建築物特定事業	○建物や部屋の出入口、廊下等の通行空間と平坦性の確保 ○エレベーターやスロープの設置 ○エレベーター、スロープ、トイレ、階段、通路等、駐車場、アプローチ等のバリアフリー化 ○建築物内の各施設に点状ブロック及び線状ブロック等の設置 ○見やすくわかりやすい案内表示等の設置　等
都市公園特定事業	○園路、広場、手洗い場、掲示板・標識等のバリアフリー化 ○トイレ、駐車場、水飲み場等を一施設以上バリアフリー化 ○出入口付近に案内板を設置　○休憩所の出入口の段差の解消 ○スロープの設置（段差がある場合）　　等
路外駐車場特定事業	○車いす使用者用駐車場等の整備 ○駐車場内通路のバリアフリー化　等

※11：視覚障害者誘導用ブロック

視覚障がいのある人が歩行する際、足の裏の触感覚や、白杖によりその存在及び大まかな形状を確認できるような突起を表面につけたブロック。「点字ブロック」とも言われる。

主に誘導対象施設等の方向を案内する場合に用いる「線状ブロック」と、主に注意すべき位置や誘導対象施設等の位置を案内する場合に用いる「点状ブロック」がある。

5-3 特定事業におけるバリアフリー整備基準の方針

5-3-1 道路特定事業

道路特定事業とは生活関連経路上のエレベーター、歩道、案内標識等の設置や、歩道の拡幅、勾配の改善等を行い、歩きやすい歩行空間を確保する事業です。

■バリアフリー整備基準の方針

①生活関連経路等は、国土交通省令「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準（道路移動等円滑化基準）」に基づき整備を行います。
②既に整備が完了している道路については、維持管理に努めます。

■主な整備内容

【生活関連経路（国、千葉県、船橋市、習志野市）】

〇歩道の有効幅員 2m 以上を確保します。
〇歩道勾配の改善を行います。（縦断勾配 5%以下、横断勾配 1%以下）
〇視覚障害者誘導用ブロックを設置します。また、現状を把握し、必要に応じて、横断歩道に視覚障害者用横断帯（エスコートゾーン※12）を設置します。
〇駅前広場のバリアフリー整備を推進します。
〇わかりやすい案内板等を設置します。
〇夜間の歩行時における適切な明るさを確保するため、必要に応じて照明施設を設置します。

【準生活関連経路（国、船橋市、習志野市）】

〇バリアフリー整備の基準の内、対応可能な内容について整備を推進します。

※12：エスコートゾーン

視覚障害者用道路横断帯とも呼ばれ、視覚障がいのある人に横断方向を誘導するために、横断歩道中央に設けられる突起帯のこと。

5-3-2 公共交通特定事業

公共交通特定事業とは特定旅客施設※13 におけるエレベーター、エスカレーター等のバリアフリー施設の整備や、ノンステップバス※14 の導入等といった特定車両（鉄道車両、乗合バス）のバリアフリー化を図る事業です。

■バリアフリー整備基準の方針

①旅客施設及び車両等は、国土交通省令「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準（公共交通移動等円滑化基準）」に基づき整備を行います。
②既に整備が完了している施設及び車両については、維持管理に努めます。

■主な整備内容

【鉄道】

〇駅舎のバリアフリー化を推進します。
〇鉄道車両のバリアフリー化を推進します。
〇駅係員、乗務員へのバリアフリー教育を推進します。

【バス】

〇バス停のバリアフリー化を推進します。
〇ノンステップバス車両導入を推進します。
〇乗務員へのバリアフリー教育を推進します。

【タクシー】

〇福祉タクシー車両導入を推進します。
〇乗務員へのバリアフリー教育を推進します。

なお、福祉タクシー車両の導入については、公共交通移動等円滑化基準に基づき進めるとともに、「次世代タクシー車両」の仕様を把握し、車両整備方針の策定に取り組みます。

※13：特定旅客施設

1 日あたりの利用客数が 5,000 人以上である、または見込まれる駅等の旅客施設。もしくは、高齢者・障がいのある人等の利用が、1 日あたりの利用客数 5,000 人以上の旅客施設を利用する高齢者・障がいのある人等の人数と同程度以上である旅客施設。

※14：ノンステップバス

車いすや足の不自由な人、高齢者等が容易にバスの乗降ができるよう配慮し、床の高さを従来のバスよりも低くした低床バスの一種で、乗降口の階段をなくし、床の高さが地上から 30～35cm 程度のバスのこと。

5-3-3 交通安全特定事業

交通安全特定事業とは道路横断の安全を確保するため、バリアフリー対応型信号機等の整備や、生活関連経路上の違法駐車行為の防止等についての広報活動・啓発活動等を行う事業です。

■バリアフリー整備基準の方針

①信号機（公安委員会）

〇信号機については、視覚障がい者のための音響機能、高齢者や車いす利用者等のための歩行者用青色信号に時間延長機能等を整備し、信号交差点での横断の安全性・利便性の向上を図ります。また、現状を把握し、必要に応じて、横断歩道に視覚障害者用横断帯（エスコートゾーン）を設置します。

②標識（公安委員会）

〇道路標識や道路標示を、わかりやすく見やすい場所に整備します。

③取締り（公安委員会）

〇関係機関と連携し、違法駐車車両の取締りの強化及び違法駐車防止に関する広報・啓発活動を実施します。

5-3-4 建築物特定事業

建築物特定事業とは、公共施設や病院等の特別特定建築物※15 において、エレベーターの設置やトイレの改善等を行い、利用しやすい施設を整備する事業です。

■バリアフリー整備基準の方針

①公共施設の新設・増設・改築が行われる際には「建築物移動等円滑化基準」「千葉県福祉のまちづくり条例」に基づき整備を行います。なお、習志野市の公共施設については「習志野市公共施設再生計画」と整合を図ります。（船橋市、習志野市）
②民間施設の新設・増設・改築が行われる際には「建築物移動等円滑化基準」「千葉県福祉のまちづくり条例」の趣旨や支援措置等を周知し、バリアフリー整備の促進を図ります。
③既に整備が完了している建築物については維持管理に努めます。

■主な整備内容

○建物や部屋の出入口、廊下等は十分な通行空間と平坦性を確保します。
○高低差がある箇所は、エレベーターやスロープを設置します。
○建築物の各施設（エレベーター、スロープ、トイレ、階段、通路等）は高齢者、障がいのある人等の利用に配慮した仕様とします。
○駐車場には、車いすを使用する方や体の不自由な方等のために、建物の出入口の近くに車いすを使用する方が使える十分な幅の駐車スペース（車いす使用者用駐車施設※16 ）を確保します。
○バリアフリー化されたエレベーターやトイレ、駐車場の付近に見やすくわかりやすい案内表示等を設置します。
○建物の出入口に通じる通路（アプローチ）は、広い幅で滑りにくい表面とします。
○建築物内の各施設（廊下、階段、スロープ、アプローチ、案内設備までの経路等）で、段差又は傾斜の存在の警告や視覚障がいのある人の誘導を行うために、必要に応じて点状ブロック及び線状ブロック等を適切に組み合わせて設置します。

※15：特別特定建築物

不特定多数の者が利用、または主に高齢者・障がいのある人等が利用する特定建築物のうち政令で定めるもの。誰もが日常的に利用する官公庁施設、商業施設や主として高齢者、障がいのある人等が利用する老人ホーム等。なお、床面積 2,000 ㎡以上のものを建築する際には、基準に適合させる義務が生じる。

※16：車いす使用者用駐車施設

車いす使用者や妊産婦など乗降の際に幅の広いスペースを必要とする方、病気やけがなどで歩行が困難な方が利用できるように設けられた駐車ます（スペース）のこと。幅が 3.5m以上で、障がいのある人等用であることが見やすく表示されている等、障がいのある人等が円滑に利用できるような配慮がされている。

5-3-5 都市公園特定事業

都市公園特定事業とは都市公園内のトイレ、水飲み場、園路等の各施設（特定公園施設[※17]）のバリアフリー化を図り、利用しやすい公園を整備する事業です。

■バリアフリー整備基準の方針

①都市公園施設は、国土交通省令「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準（都市公園移動等円滑化基準）」に基づき整備を行います。（習志野市）
②既設の特定公園施設は、必要に応じて改修を行います。
③既に整備が完了している特定公園施設については維持管理に努めます。

■主な整備内容

〇園路や広場は十分な通行空間と平坦性を確保します。
〇段差がある場合はスロープを設置します。
〇特定公園施設の位置を示した案内板を出入口付近に設置します。
〇休憩所の出入口の段差を解消します。
〇トイレ、駐車場、水飲み場、管理事務所（カウンター）を設ける場合は、そのうち一施設以上は高齢者、障がいのある人等の利用に配慮した仕様とします。

※特定公園施設

園路・広場、屋根付広場、休憩所・管理事務所、野外劇場・野外音楽堂、駐車場、便所、水飲場・手洗場、掲示板・標識

※17：特定公園施設

都市公園の出入口・駐車場と特定公園施設及び主要な公園施設との間の経路を構成する園路及び広場、屋根付広場、休憩所、駐車場、便所、水飲場、手洗場、管理事務所、掲示板、標識で移動等円滑化が必要なものとして定める公園施設。

5-3-6 路外駐車場特定事業

路外駐車場特定事業とは、車いす使用者用駐車場等を整備し、特定路外駐車場※18 のバリアフリー化を図る事業です。

■バリアフリー整備基準の方針

①特定路外駐車場は設置する際に国土交通省令「移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準（路外駐車場移動等円滑化基準）」に基づく整備を促進します。
②既設の特定路外駐車場は、法の趣旨等を周知し、バリアフリー化を促進します。
③既に整備が完了している特定路外駐車場については維持管理に努めるように周知します。

■主な整備内容

○駐車場には、車いすを使用する方や体の不自由な方等のために、建物の出入口の近くに車いすを使用する方が使える十分な幅の駐車スペース（車いす使用者用駐車施設）を確保し、看板の設置や路面標示を行います。
○駐車場から出入口までは、車いすを使用する方でも使いやすい十分な通行空間と平坦性を確保します。

※18：特定路外駐車場

道路、公園等に付属するものを除いた駐車場で、駐車用の面積が 500 ㎡以上であり誰でも利用可能な有料のもの。